

独立行政法人産業医学総合研究所の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成17年8月31日
独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成13年度～17年度）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人産業医学総合研究所は、厚生労働省の附属機関であった産業医学総合研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成13年度～17年度）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、暫定評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当研究所が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「労働者の健康の確保」という当研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化・弾力化に関しては、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付研究員の採用等、効率的で柔軟な組織づくりが行われるとともに、国際研究交流情報センターの創設、個人業績評価システムの構築、個人業績データ登録管理システムの導入等、新しい取組がなされており着実に成果を上げている。また、経費の節減についても中期目標に掲げられた数値目標の達成が見込まれるとともに、競争的資金の獲得等自己収入の増加にも取り組んでおり成果を上げている。

業務の中心である調査研究については、中期計画に基づき、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえた研究を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、その結果を研究活動に反映させるとともに、これらの結果をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組にも成果が上がっている。

特に研究の成果に関しては、VDT作業に係る研究の成果が労働基準局長通

達「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の策定に結びつくなど労働衛生に関する各種基準等の制改定に反映されている。また、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」が社会的に大きな関心を集めたほか、労働者へのダイオキシンばく露と健康影響に関する調査研究の結果、ダイオキシンの血中濃度測定が簡易に行えるようになるなど、一般社会への貢献も認められており高く評価できる。

また、学会発表や論文発表等の実績が中期目標に掲げられた数値目標を大幅に上回る見込みであるなど、積極的な情報発信により研究成果の普及が図られている。

このような中、当研究所の目的である「労働者の健康の確保」を取り巻く情勢をみると、石綿による健康障害、過重労働による健康障害、メンタルヘルス問題等、労働者の健康に係る問題が社会問題化しており、これら社会的・行政的なニーズに応じた研究に重点的に取り組むことが求められている。また、国内外の科学的知見の集約・分析を行うとともに、国内外の関係機関との連携・交流・支援等を促進するなど、労働衛生に関する中核機関としての機能強化を行い、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。

一方、当研究所は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日 閣議決定）により、独立行政法人産業安全研究所との統合、役職員の身分の非国家公務員化等が決定されたところであり、今後は統合に向け、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえて作成した「独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成16年12月20日 厚生労働省）に基づき所要の準備を進めることが必要である。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営の効率化については、業務運営体制、内部進行管理、経費の節減等一定の実績を上げており、中期目標に沿って取り組まれている。

業務運営体制については、理事長のリーダーシップの下、各部の体制にとらわれない柔軟な研究グループによる研究の実施、個人業績評価に基づく多数の研究員の配置換えの実施、若手任期付き研究員の採用など、効率的で柔軟な組織づくりを行っている。

特に、新たに国際研究交流情報センターを設置し、各国の労働衛生機関の連携強化、研究者の交流を図る取組を軌道に乗せたことは高く評価できる。

内部進行管理に関しては、内部評価委員会において、研究評価及び個人業績

評価を実施し、評価結果が研究員の配置換え、予算配分等に反映するシステムを構築しており有効に機能している。

経費の節減については、省エネルギー活動の徹底、競争入札の徹底、外部資金の獲得、自己収入の確保等により着実に成果が上がっており、運営費交付金を充当して行う事業について、当研究所の見込みによれば、中期目標期間の支出総額は6,970百万円であり、中期目標期間全体を通じた2%の削減目標は達成できる見込みである。

また、研究施設、設備の共同利用等に関しては、関係の規程を整備しPRに努め一定の実績が上がっている。

今後、業務運営の一層の効率化を進めるため、国際研究交流情報センターの機能の充実強化を図るとともに、業績評価の結果について中長期的にフォローし検証していくことが期待される。また、経費の節減についても、一層の努力が必要である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 労働現場のニーズの把握

労働現場のニーズの把握と業務運営への積極的な反映に関しては、労働衛生重点研究推進協議会の設置、公開シンポジウムの開催等により、労働現場のニーズを積極的に取り上げる努力を行い、優先研究課題を選定し、戦略的に研究を進める活動が行われている。

今後、国内外における労働衛生分野の中核的な機関として、労働者の健康の確保に向けて、一層、研究戦略性を持った効率的な活動を実施することが期待される。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

調査研究については、労働現場のニーズ及び行政ニーズを踏まえた研究を効率的かつ的確に実施し、内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を行い、その結果を研究活動に反映させるとともに、これらの結果をホームページで公表するなど、研究活動の質の向上、透明性の確保を図る取組にも成果が上がっている。

特に研究の成果に関しては、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」が社会的に大きな関心を集めるとともに、研究成果が厚生労働省通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」（平成16年7月2日付け基発第0702003号）、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成17年6月22日付け基安化発第0622001号）に反映されるなど、一般社会及び行政への貢献が図られており高く評価できる。

また、積極的な情報発信により研究成果の普及を図るとともに、数多くの

研究を抱える中で迅速的確に災害調査等を行い行政に貢献している。

労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定については、WHO、ISO、OECD等に設置された国際委員会、JIS等の国内の委員会等に委員等を派遣し、国際・国内基準の制改定に協力しており、その貢献度は高く評価できる。

また、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査に関しては、行政等からの要請等に応じて、科学技術情報、資料等の報告を適切に行っているが、さらに広範囲な科学技術情報の収集等を行い、行政ニーズに対応することが期待される。

今後は、調査研究の一層の充実を図るため、国内外における労働衛生分野の中核的機関として、国内外の科学的知見の集約・分析を行い、研究の成果が行政施策の展開に密接に反映する行政ミッション型研究を促進する等、労働衛生研究の振興を図っていくことが必要である。

なお、石綿については、予防的な観点から研究を実施し成果を上げてきており、石綿の新たな分析方法に関する調査研究の成果が、従来「無石綿製品」として販売されていた商品を市場から排除するための厚生労働省通達の内容に生かされるなど、研究の成果が行政施策に反映されていることは評価できる。今後、引き続き予防的な観点から調査研究を実施し、行政施策に的確に反映されるよう取り組むとともに、研究の成果が国民に理解されるよう積極的に情報発信していくことが期待される。

③ 外部評価の実施及び評価結果の公表

外部評価に関しては、評価の実施及び公表が定着しており、その後のフォローアップも適切に行われている。今後、研究課題の分野に応じて、当該分野の評価者を加える等の考慮も必要である。

④ 成果の積極的な普及・活用

調査研究成果の普及及び活用については、多忙な研究・調査活動を行っている中で、学会発表等に積極的に取り組み（平成13～16年度実績 学会発表900回、論文発表514報）、中期目標の学会発表1000回以上、論文発表400報以上という目標を上回る見込みである。また、マスコミやホームページを活用し積極的な情報の発信が行われている。

国内外の労働衛生研究の状況把握等に関しては、客員研究員交流会、産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会、労働衛生重点研究推進協議会等の活動、産医研ニュースの発行等を通じて積極的に行われている。

特に、「Industrial Health」誌の定期的な発行を行い、アジア各国の研究者への定着が図られ、これらの研究者に論文発表の機会を与えるとともに、アジ

アの労働衛生機関等へ積極的な情報提供が行われていることは高く評価できる。

講演会等の開催については、公開シンポジウムやセミナーを開催し、情報発信に努めているほか、研究施設の一般公開など多様な方法で積極的な研究成果の普及が行われている。

知的財産権の活用促進については、関係の規程を整備し、特許取得に積極的に取り組んでいる。

今後、調査研究成果の一層の普及及び活用を図るため、ホームページの充実、「Industrial Health」のインパクトファクターの増加を図るための努力が期待される。また、知的財産権の活用促進についても、成果を求めにくい分野ではあるが、一層の努力が求められる。

⑤ 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進

研究員の受入、他機関への研究所職員の派遣等については、中期目標に沿った取組が行われている。

また、若手研究者等の育成に積極的に取り組むとともに、研究協力については、「アジア労働衛生研究センター会議」の開催、「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中国・日本国際シンポジウム」の開催等、アジア地域における労働衛生関係機関等との協力が着実に進んでいる。

今後、アジア諸国との連携の取組を一層促進していくことが期待される。

(3) 財務内容の改善等について

運営費交付金以外の収入の確保については、科学研究費補助金等競争的資金の獲得に成果が上がっているほか、技術指導、委員派遣、パンフレットの有償配布等の活動を通じて、自己収入の確保に努めている。研究施設・設備の利用に関して、外部機関との共同利用や貸与を促進する姿勢が認められる。人事の計画に関しては、中期目標期間の早期に目標を達成している。

今後、競争的資金等の獲得、効率的な施設等の利用に向けて一層の努力を行うことが期待される。